

大都市圏バイヤー個別商談会事業委託業務に関する質問及び回答

(令和6年3月1日現在)

通番	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 1頁 3 委託業務の内容 (1) 個別商談会の開催	「アドバイザーとして、県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP (ザ・ギフトショップ)」の第3期運営事業者の店舗運営者もしくはバイヤーを手配すること」とあるが、アドバイザーを手配するとは具体的にどのようなことを想定しているのか。個別商談会の開催において、どのような場面で誰が(受託者または県内メーカー)助言を受けるのか。	・アドバイザーの人は県が指定することし、受託者は助言を受け、謝金を支払うことを指します。また、謝金については、「岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則」に定められた委員報酬日額に準じた10,500円を見込んで積算願います。 ・バイヤー選定、県内メーカーの募集・選定、個別商談会・事業者訪問時に、受託者及び県内メーカーが助言を受けることを想定しています。